

「ベトナム第7次国家電カマスタープラン（邦訳）」

2011年8月 日本貿易振興機構（ジェトロ） ハノイセンター 編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは、情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものでないことを予めご了承ください。

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

No:1208/QD-TTg

ハノイ、2011年7月21日

2030年までの国家電力開発計画ビジョン

2011年～2020年の国家電力開発計画における批准の決定

2001年12月25日に公布された政府組織法に基づき、
2004年12月24日に公布された電力法に基づき、
商工省が2011年3月11日に発行した2068/TTR-BCT号及び各省が提出した2030年までの国家電力開発計画ビジョン及び2011年～2020年の国家電力開発計画についての議論に基づき、

政府首相は以下の内容を決定した。

第1条 以下の主な内容に従って、2030年までの国家電力開発計画ビジョンの2011年～2020年段階の国家電力開発計画（以下電力計画7という）を批准する。

1. 開発方針

- a) 電力開発は国家の経済社会発展の戦略と合致し、全産業及び国民生活の需要に十分に応えなければならない。
- b) 電力開発用の国内エネルギー資源の効率的な使用、電力・燃料の合理的な輸入、電力生産に使用するエネルギー源の多様化、燃料の保存、将来のためのエネルギーの確保。
- c) 電力の質的向上を図り供給する。電力産業への投資を激励するために、電力販売価格を市場メカニズムによって決定し、電力の節約・効率的な使用を激励する。
- d) 電力を開発しながら資源・環境を保護し、国の継続的な発展を確保する。
- e) 電力市場に競争原理を一步一步構築しさらに発展させ、電力への投資及び販売形態を多様化する。国家エネルギーシステムを保証するために、送電網については、引き続き政府の管轄下に置く。

f) 各地方のエネルギー資源の合理的・効率的な使用に基づいた電力産業の開発、農村電化事業の継続的な強化、全国地方の電力需要に対して十分に、持続的かつ安全な供給を確保する。

2. 目標

a) 全体目標

国内のエネルギー資源の効率的な使用、電力生産に使用する一次エネルギー源の一部輸入、経済社会発展のためにより高品質な電力を合理的な価格で十分に供給し、国家エネルギーのセキュリティを確保する。

b) 具体的な目標

・国内電力需要に十分に応えるために、生産・輸入電力量は2015年が約1千940億～2千100億kWh、2020年が約3千300億～3千620億kWh、2030年が約6千950億～8千340億kWhを目標とする。

・電力生産用の再生可能エネルギー源を優先的に使用し、2010年に3.5%であった再生可能エネルギーによる電力生産量の比率を2020年に4.5%、2030年には6.0%まで増加させる。

・現在、平均2.0であるGDPに対する電力弾性係数を2015年に1.5、2020年に1.0まで減少させる。

・2020年に農村のほぼ全世帯で電気が使用出来るよう農村・山岳地帯電化事業を速やかに促進する。

3. 国家電力開発計画

a) 電力源開発計画

【開発ビジョン】

以下のビジョンに従い、電源を開発する。

・北部、中部、南部における電力の生産量をバランスよく調整する。また、地方毎に安定した電力を供給することによって送電ロスを軽減し、予備の電源を共同利用することで水力発電所を季節ごとに効率よく稼働できるようにする。

- ・全国の地方電力会社を合理的に発展させ、地方における電力供給の安定性を確保することによって全国電気網の送電による損失を軽減し、電力関係プロジェクトの経済性を確保、全国及び各地方の経済社会の発展へ貢献する。

- ・新たな電源の開発をしながら、稼働している発電所の技術を改善し、新規の発電所において環境保全基準を満たす近代的な技術を適用する。

- ・競争性・経済性の向上に合わせた電力開発の投資形態を多様化する。

【電力源開発計画】

- ・再生可能エネルギーによる電源（風力発電、太陽光発電、バイオマス発電等）を優先的かつ迅速に開発し、再生可能エネルギーによる電源比率を段階的に増加させる。

- ・現時点では少ない風力発電を 2020 年に 1,000MW、2030 年には 6,200MW まで増加させ、風力発電による電力生産比率を 2020 年に 0.7%、2030 年には 2.4%まで増加させる。

- ・砂糖工場で行っているサトウキビを原料にしたバイオマス発電のほかに、他の原料によるバイオマス発電を開発し、2020 年に 500MW、2030 年には 2,000MW を目指し、電力生産率を 2020 年に 0.6%、2030 年に 1.1%まで増加させる。

- ・水力発電所のうち、洪水対策および灌漑の目的をもつ発電所を、総合プロジェクトとして優先的に開発し、現在 9,200MW である水力発電を 2020 年に 17,400MW まで増加させる。

- ・電力網の発展に適する揚水発電を研究し、電力網の稼働効率を向上させる。揚水発電の電源を 2020 年に 1,800MW、2030 年には 5,700MW まで増加させる。

- ・燃料場所、供給手段及び供給能力に応じて、火力発電所を合理的な比率で発展させる。

【天然ガスによる火力発電】

- ・2020 年までに、天然ガスによる発電で、出力約 10,400MW、電力生産量 660 億 kWh（電力生産総量の 20%）を目指す。2030 年には出力約 11,300MW、電力生産量 731 億 kWh で、電力生産総量の 10.5%を占めるビジョンを描く。

- ・ 東南部地方のバリア、フーミー、ニョンチャックの各発電所へ安定供給できるガス源を確保する。

- ・ 西南部地方については、2015年にBlock Bのガスをオモン電力センター（出力約2,850MW）へ供給し、2016年に西南部地方におけるガス火力発電所の出力を4,350MWまで増加させる（年間のガス使用量が65億 m^3 、電力生産量は315億kWhになる予定）。

- ・ 中部地方については、2020年にガス消費量13億 m^3 /年、出力約1,350MWのガス火力発電所を開発することを目指す。

【石炭による火力発電】

- ・ 北部地方の火力発電所で、国内炭を優先的に使用するなど、火力発電所の開発を進めるために国内炭を最大限に利用する。

2020年に、石炭火力による出力を約36,000MW、電力生産量約1千560億kWh（電力生産総量の46.8%を占め）、石炭消費量を6千730万トンにする。

2030年に、石炭火力による出力を約70,000MW、電力生産量約3千940億kWh（電力生産総量の56.4%を占め）、石炭消費量を1億710万トンにする。

国内炭だけでは発電量石炭燃料を確保できないため、2015年からは、輸入炭を使用する火力発電所の建設及び稼働を検討する必要がある。

- ・ 将来の国内エネルギー源の枯渇を想定して、電力の安定供給を確保するために、原子力発電を開発する。2020年にベトナムで最初の原子力発電ユニットを稼働させ、2030年には出力10,700MW、電力生産量約105億kWh（電力生産総量の10.1%占め）の原子力発電所の稼働を目指す。

- ・ 電力生産に必要な燃料源を多様化するために、LNGを確保し、LNGを燃料とする発電所を開発する。2020年に、出力約2,000MW、2030年には出力約6,000MWのLNG使用の発電所を建設する。

【電力の輸出入】

- ・ 域内の国々との効率的な電力の輸出入、両国の利益の確保、ラオス・カンボジア・中国をはじめ水力発電に強い国との情報交換を行い、送電網の安定を確保して輸入を強化する。想定される輸入電力量は、2020年に約2,200MW、2030年に約7,000MW。

【電力源の構造】

- ・全発電所による総出力を、2020年に約75,000MWとする。電源構成は水力23.1%、揚水2.4%、石炭火力48.0%、ガス火力16.5%（中にLNG使用の火力発電が2.6%）、再生可能エネルギー5.6%、原子力1.3%、輸入3.1%とする。
- ・電力の生産量（輸入含む）を、2020年に約3千300億kWhとする。発電量構成は水力19.6%、石炭火力46.8%、ガス火力24.0%（中にLNG使用の火力発電が4.0%）、再生可能エネルギー4.5%、原子力2.1%、輸入3.0%とする。
- ・全発電所による総出力を、2030年に約146,800MWとする。電源構成は水力11.8%、揚水3.9%、石炭火力51.6%、ガス火力11.8%（中にLNG使用の火力発電が4.1%）、再生可能エネルギー9.4%、原子力6.6%、輸入4.9%とする。
- ・電力の生産量（輸入含む）を、2030年に約6千950億kWhとする。発電量構成は水力9.3%、石炭火力56.4%、ガス火力14.4%（中にLNG使用の火力発電が3.9%）、再生可能エネルギー6.0%、原子力10.1%、輸入3.8%とする。
- ・電源開発のプロジェクトリスト及び稼働までのスケジュールは本決定書に添付する付録1、2、3において記載される。

b) 送電網開発計画

【送電網開発計画の立案指標】

- ・送電網の重要な設備はN-1基準を満たし、他の設備は送電網に関する規定の品質基準を満たす。
- ・送電網を域内諸国の技術基準に準拠して開発し、ベトナムの送電網及び域内諸国の送電網との接続を担保する。
- ・シンプルかつ柔軟性を持ち、バックアップを備え、供給電力の品質（電圧、周波数）を確保した送電網でなければならない。
- ・送電量及び送電距離に基づき、適合する送電電圧を選定する。

【開発ビジョン】

- ・電力網全体に投資効果が表れるように、送電網の開発は発電所の開発スケジュールに合わせてなければならない。
- ・送電網は産業開発戦略、地方の電力開発計画及び他の計画と歩調を合わせて開発しなければならない。
- ・安全性の向上、送電ロスの低減、雨季・乾季に関わらず全ての稼働体制において全電力を支障なく送電できる 220KV 及び 500KV の送電網を開発する。
- ・安全性の向上、送電ロスの低減、22KV 電圧への改良事業及び農村電化事業を円滑に行うため、220KV 及び 110KV 送電網を開発し、地方送電網を改善する。
- ・将来の発展を見据え、バックアップを備えた送電網を開発し、電柱の設置面積を小さくするための多回路電柱の導入や、1 本の電柱に多くの電圧の電線を整備する。電力使用量が大きい大都市においては、送電網はより大きなバックアップを取り、柔軟に対応できるインフラを整備しなければならない。地下への送電線埋設など、都市における送電網を順次近代化し、景観及び環境への影響を軽減させる。
- ・送電網の順次近代化、ブレーカー・遮断器などの設備の改善・向上、送電網を自動化し、送電能力を向上するために FACTS、SVC 設備の導入を検討し、制御システムを順次近代化する。
- ・「スマート・グリッド」技術を適用するための研究を行い、電力需要家・発電設備・給電網との相互関係を作り、給電効率を最大に上げ、送電網開発における費用を削減し、給電の安全性を高める。

【超高圧送電網の開発計画】

- ・電圧 500kV は、ベトナムの主な超高圧送電網である。
- ・2020 年から 750kV、1000kV の送電網または直流送電網の建設を検討する。

- ・500kV 送電網は地方の電力センター、大きな発電所から地方の高圧受電施設への送電に使用され、送電網が最も効率良く稼働することを担保する。

【220kV 送電網の開発計画】

- ・各変電所は変電ユニットが 2 台～3 台整備され、大都市の変電所においては変電ユニット 4 台を配備し、GIS 変電所、地下変電所を建設することを検討する。
- ・新たに建設される送電網は、最低限クランプ回路を使用し、大きな電力源や 500/220kV の変電所からの送電線は、最低限、各相別のクランプ回路を使用する。

表 1 年度別送電網建設予定

項目	単位	2011～ 2015	2016～ 2020	2021～ 2025	2026～ 2030
500kV 変電所	MVA	17,100	26,750	24,400	20,400
200kV 変電所	MVA	35,863	39,063	42,775	53,250
500kV 送電網	Km	3,833	4,539	2,234	2,724
220kV 送電網	Km	10,637	5,305	5,552	5,020

【110kV 電網及び給電網の開発計画】

- ・送電網と合致する 110kV 送電網及び給電網を開発し、安全性を高め、給電網に関する規定の品質基準を確保する。
- ・給電網の品質を高めるために、近代的な技術を導入し、都市の送電網を順次地下に埋設し、景観・環境への影響を減少させる。建設・稼働管理において近代的な技術を導入し、電力の損失を防ぎながら「スマートグリッド」・「スマートコミュニティ」の建設を促進し、電力使用効率を向上させる。
- ・新たな送電網のリスト及びスケジュールは本決定書に添付する付録 4、5 において記載される。

c) 域内諸国との送電網連結

- ・東南アジア（ASEAN）地域諸国及びメコン地域諸国（GMS）との電力売買に関する協力・送電網連結プログラムを実施する。

【ラオスとの送電網連結】

- ・ラオス北部からの送電線は、タインホア、ニョークアン（ニンビン省）、ソンラー地方の電圧 220kV 及び 500kV の送電網と連結する。
- ・ラオス中部及び南部からの送電線は、タクミー（クアンナム省）、ブレイクー（ザーライ省）地方の電圧 220kV 及び 500kV の送電網と連結する。

【カンボジアとの送電網連結】

- ・出力に応じて、電圧 220kV または 500kV の送電線でカンボジアと電力を売買する。

【中国との送電網連結】

- ・110kV 及び 220kV 送電線での電力輸入を維持する。
- ・総量 2,000MW～3,000MW で、500kV 送電線での輸入または直流電力の輸入を検討する。

d) 農村、山地及び離島への給電

【目標】

- ・国家送電網またはオンサイトの発電施設（小規模・超小規模水力、太陽光、風力、ディーゼルによる発電）によって農村へ給電し、2015 年までに全村の 100%及び農村世帯の 98.6%が電気を使用することが可能になり、2020 年には農村のほぼ全世帯が電気を使えることを目指す。
- ・品質の高い電力を効率良く供給するための改善、向上を行い、技術基準を満たした送電網により農村地区の工業及び民生需要に応える。

【農村及び山地の電力開発方針】

- ・農村電化事業を強化し、工業化事業・農業及び農村の近代化事業を迅速に促進する。
- ・新エネルギー及び再生可能エネルギーを使用し、寒村・僻地・国境地方・離島へ給電する。その地区の電力源を維持・開発するためにメリットのある投資・管理体制を構築する。
- ・農村の電力価格のコントロールを強化し、政府が定める電力価格を適用する。

【農村への給電計画】

- ・ 2011 年～2015 年に、農村 50 万世帯への国家送電網拡大事業に投資する。
- ・ 2011 年～2015 年に、農村約 37 万 7 千世帯へ再生可能エネルギーによる電力供給を行う。
- ・ 2016 年～2020 年に、国家送電網から新たに 20 万世帯の農村への給電事業に投資する。
- ・ 2016 年～2020 年に、農村約 23 万 1 千世帯へ再生可能エネルギーによる電力供給を行う。

e) 必要な投資総額

- ・ 2020 年までに電力産業全体が必要とする投資総額は約 9,297 兆ドン（488 億 USD 相当）で、年間約 48 億 8 千万 USD が必要となる。
2021 年から 2030 年までに必要な投資総額は約 14,293 兆ドン（750 億 USD 相当）である。
2011 年から 2030 年までに必要な投資総額は約 23,590 兆ドン（12,380 億 USD 相当）である。

【投資額内訳】

- ・ 電源への投資については、2011 年～2020 年は 6,193 兆ドンで、投資総額の 66.6% を占める。2021 年～2030 年は 9,353 兆ドンで、投資総額の 65.5% を占める。
- ・ 送電網への投資については、2011 年～2020 年は 2,104 兆ドンで、投資総額の 33.4% を占める。2021 年～2030 年は 4,940 兆ドンで、投資総額の 34.5% を占める。

4. 計画実施対策

a) 給電安定確保対策

- ・ ベトナム電力総公社（EVN）、ベトナム石油ガス総公社（Petrovietnam）、ベトナム国営石炭・鉱産物総公社（Vinacomin）は電源開発において責任を持ち、国家送電会社（NPT）は国家の送電網開発に責任を持つ。

- ・近い将来、減少及び枯渇するであろう天然ガスを積極的に開発し、不足分を補っていく。石炭火力発電所へ供給する石炭を調達するため、関連国と迅速に交渉を行い、石炭を安定的に輸入できる長期契約を締結する。

- ・原子力によるエネルギー産業の開発及び原子力発電所の建設を迅速に推進する。関係各国及び国際機関と協力し、原子力エネルギーの開発をするとともに、自国にて着実な原子力技術の獲得を行い、平和利用目的で原子力発電を開発する。

- ・石炭・ガス・再生可能エネルギー開発事業に対して、財政優遇策を適用し、国際協力の推進により電力生産に必要な燃料の安定供給を確保する。

b) 電源開発に伴う資金調達の対策

- ・電力会社の経営効率の向上、黒字の維持、国内外金融機関が要請する再投資への自己資本率の確保、電源開発事業の主な資金が自己資金であることなどの積極的な対策を通じて、電力会社の資金調達を徐々に向上させる。

- ・電力プロジェクトへの資金調達における費用を削減し、政府保証がなくても資金調達が可能となるように、電力関連のグループ会社、総公社の金融信用度を上げる努力をする。

- ・電力プロジェクトへ投資するために、国内外向けの債券発行による資金調達を強化し、国内資金をインフラ開発へ投入する対策をとる。初段階では、重要かつ緊急性のある電力プロジェクトにおいて政府が債券発行の保証をする。

- ・電力プロジェクトに参加する国内外投資家を呼び込み、国内企業及び外国企業との合併会社を設立する。

- ・発電事業に関わる企業は、政府の出資比率を引き下げて株式化する。

- ・電力プロジェクトへの外国直接投資（FDI）の誘致を強化する。ベトナムドンでの現金清算ができる、もしくは現物で生産ができる、もしくは政府保証が不要である FDI プロジェクトを優先する。

- ・無償資金協力、有償資金協力、外国融資など、外国資金の呼び込みを強化する。

c) 電力価格対策

- ・ 政府が定めたルールに従い、市場メカニズムによって電力価格を決定し、国家の政治・経済・社会の目標及び電力会社の経営の目標とのバランスを確保する。電源開発への投資を誘致するため、生産・送電・配電等において競争性を確保できる電力価格を設定しなければならない。

- ・ 経費を回収し且つ合理的な利益（再投資できる）が確保され、電力会社が財務的に自立できるように電力価格を設定しなければならない。

- ・ 燃料、為替レート、電力生産量の変動によって電力販売価格を調整する。

- ・ 各グループ間及び北部・中部・南部間における価格差を徐々に是正し、季節及び地域別の電力販売価格表の作成・適用を検討する。

- ・ 地方及び国境付近、離島、農村、山岳地帯等に住む人民の事情を検討し、必要な補助対策（価格・税金の補助）の適用を検討した上で電力価格を設定し、各地方間・平地及び山地・農村及び都市における電力消費ギャップを埋め、経済発展・社会発展・都市化を実現させる。

- ・ 2020年までに電力価格を8~9UScents/kWhとする目標を達成し、電力システムに関わる経費を長期にわたってカバーできるよう徐々に調整し、電力産業が継続的に発展し、電力システムの投資開発需要に応えられるようになることを目指す。

- ・ 資源の保存、再生不可能なエネルギー源の浪費防止、エネルギーの効率的な使用、国内燃料使用の奨励、輸入燃料への依存度減少などの目標を達成するために、電力販売価格を設定する。

d) 電力セクターの管理体制改善、電力事業の効率向上のための対策

- ・ 適切な管理体制の研究・展開、労働効率の向上、電力プロジェクトへの投資促進、電力システム運用における安全性の向上を行う。

- ・ 電力セクターの再構築を行い、安定的な電力供給を実現する公正な競争市場を徐々に構築する。また、電力生産における費用の削減、生産活動の効率向上、明確な電力価格の公示を行って投資を呼び込み、電力セクターを継続的に発展させる。

e) 環境保護対策

- ・法律の規定に従って、プロジェクトの環境影響評価及び計画の戦略性評価を行う。
- ・国家管理機関及び電力会社の環境管理体制を強化、向上させる。
- ・環境影響に関する検査・観測・測定及び管理業務を十分に遂行し、電力会社において環境保護規定が順守されているかどうか監査を行う。
- ・節電および送配電システムにおける電力使用の効率向上に関する運動を効果的に展開する。
- ・電力産業の開発及び環境保護を同時に実施する。
- ・政府は、環境への影響が少ないエネルギー・環境改善に貢献ができる案件（新エネルギー・再生可能エネルギー・農林業の廃棄物によるエネルギー・都市廃棄物によるエネルギーによる発電所）には、投資支援措置として、税金の補助政策等を実施する。
- ・環境に影響を与える発電技術を厳格に管理する。選定される技術は優秀で、効率的で、環境に大きな影響を及ぼさないものでなければならない。
- ・各経済セクターから環境保護への投資誘致政策を検討し、環境保護目的の外国からのファイナンス補助をうけることを奨励する。
- ・電力事業における財政規定を構築し、環境対策費用を計算した上で、電力価格を設定する。
- ・エネルギーを多く消費する企業が、新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発、エネルギー使用効率の向上、エネルギー保存などにおいて、クリーン開発メカニズム（CDM）を実施する国と協力することを奨励する。

e) 科学技術の発展に関する対策および政策

- ・将来及び長期にわたるエネルギー開発のための技術開発を行い、電力設備を整備、近代化、改善する。

- ・ ベトナムの現状（資源開発の見通し、投資可能性、合理的なコスト、環境保護）に適合し、かつ安定的に電力事業発展させるため、発電および送電に関する技術開発のモデルを構築し、実行スケジュールを確定する。

- ・ 新たに建設される電気関連施設は、近代的な技術を適用し、ベトナムの経済状況に適合しなければならない。既存の施設を少しずつ改善、修繕し、技術・経済・環境に関する基準を満たさなければならない。

- ・ 近代的技術を適用しながら既存の技術を改善し、効率の向上及び省エネルギー対策を実施する。

- ・ 火力発電所において、微粉炭燃焼式・流動床式・超臨界式・複合ガスタービンシステム式、廃棄物による発電などの新しい技術を適用し、環境保護のレベル向上を奨励する。

- ・ 送配電網を改良・改善し、電力損失の軽減、安全性を高める。

- ・ 発電、送配電に関する相互連絡システムを近代化し、国内及び近隣諸国との送電網との連結調整システムを自動化する。

- ・ 電力を多く消費する産業（スチール、セメント、化成品）に対して技術・設備の改善奨励対策および、強制力を伴う改善対策を適用し、効率が低く電力を多く消費する古い機械設備の輸入制限または禁止措置を適用する。

f) 人材開発対策

- ・ 電力専門学校を発展させ、国際的レベルに達する学校を輩出するべく努力し、専門分野の一貫的な教材を作成することで、人材育成を行う。

- ・ 発電・送電・配電の重要な分野において人材育成を集中的に行う。近代的な技術や設備機械を使いこなせる技術者を集中的に教育する。技術部門の幹部および管理者の再教育を行い、域内諸国または世界においても通用するような人材を育てる。

- ・ 電力産業の人材教育プログラムを改善し、教育形態を多様化し、実際に現場で使える教育プログラムを作成する。先端分野において、技術幹部・管理者が外国の教育プログラム

を受講できるようにする。人材が足りない分野、特に原子力発電・新エネルギーに関しては多くの人材を育てていく。高いレベルの人材を呼び込むための優遇制度を構築する。

- ・電力生産方法を合理的に再構築し、労働者を効率的に使用し、電力生産量を向上させる。

g) 電気産業の開発及び国内化

・電力産業の設備・部品の研究・設計・製造に対する投資の増加、資金源の多様化、外国企業の参加を促す。電気産業に使用する設備・部品の製造工場は国際基準を満たす製品の製造に努力しなければならない。

- ・国内の機械製造企業を中心とする電機研究・設計・製造などの連合体を構築する。

・国内で電機設備を修理、メンテナンスできるように、近代的な電機設備の修理・メンテナンスセンターを設立する。

・現存の電気部品生産工場を近代化し、合併会社化、新工場建設、電機設備の製造特区の設立などを旨とする。目標として、2020年までに、送配電網に関わるほぼ全ての設備を輸入せず国内で製造し、石炭使用の火力発電所における設備の50%~60%を製造する。2030年までに、石炭使用の火力発電所における設備の60%~70%を製造し、原子力発電所における設備の40%~50%を製造する。

h) 節電及び電力の効率的使用の対策

・省エネルギー法の宣伝、普及、実施を促し、製造及び生活において電力をはじめエネルギーの効率的使用を向上させる。

・節電の国家目標プログラムを大々的に展開し、2015年までに消費電力量の5%~8%、2020年までに8%~10%の削減目標を掲げる。

第2条 各省、部局、地方及び関連機関の責任

1. 商工省

a) 計画に記載されるプロジェクトを実施する投資家・下請業者及び関連機関を定期的に監査・指導する。プロジェクトが批准したスケジュール通りに建設され、投資目標が達成

できるように指導し、建設中に起こる問題点を迅速に解決する。スケジュールより遅れているプロジェクトについては政府首相へ報告し、処置を仰ぐ。

b) 電力の需要および供給、電力開発及び送電網プロジェクトの状況を十分に把握し、批准されたプロジェクトのスケジュールを調整したり、各段階の経済・社会発展状況に合わせて新しいプロジェクトの追加や不要なプロジェクトの中止を政府首相へ報告し、決定を仰ぐ。

c) 火力発電地区の用地計画・詳細計画、および河川における水力発電地区の計画を立案・査定・批准する。電力生産や工業、および他産業の需要に対応するための新たなガス・石炭源の開発または輸入に関して指導する。

d) 批准されたプロジェクトを公開、各プロジェクトの投資家を選定、政府首相へ報告し、批准を受ける。新しい電源に関する投資家選定のルール、および各プロジェクトが批准したスケジュール通りに建設され、運用されることを確保するための管理原則を構築し、政府首相へ提出し、批准を受ける。

e) BOT方式の電源開発プロジェクトの投資家を選定するために、国際入札を行う。投資家を指定する必要がある場合は、商工省が関連省庁と協議して投資家を選定、政府首相へ報告し、決定を仰ぐ。

f) 電源開発用の資金調達手段について、2011年10月に政府首相へ提出する。

g) スマートグリッドについて研究し、2011年12月に政府首相へ提出する。

h) 関連省庁・部局・地方と協力し、新エネルギー及び再生可能エネルギー開発プロジェクトへの投資奨励策や再生可能エネルギーの国家目標プログラムを構築する。

i) 関連省庁・部局と協力し、近隣国との電力協力プログラム・電力売買契約やベトナムのメコン地域諸国との電力連結網への参入を交渉・締結する。

k) 農村電化プロジェクトが策定した計画及びスケジュールの通りに実施されるように関連地方、投資家を指導する。

- l) 電力の競争市場の成立及び活動に必要な条件（方法論、技術インフラ）を整備する。
- m) 石炭火力発電所、水力発電所、原子力発電所における設備の研究・製造・国内化プログラムを構築し、政府首相へ提出して批准を受ける。
- n) エネルギー市場開発の仕組み、および国内で産出される石炭・ガスを優先させるための、電力生産用の燃料使用計画を構築する。
- o) 各省庁・部局・地方と協力し、2011年～2015年の節電プログラムを実施する。
- p) 国家電力開発計画の指導委員会設立に関する決定書（案）を作成し、政府首相へ提出して批准を受ける。

2. 計画投資省

- a) 電力産業を一貫してバランス良く、継続的に発展させるために外国投資資金、ODA及び民間資金を呼び込む政策を策定する。
- b) 商工省と協力して電力開発計画の作成及び公開に関する予算を組み、申請する。

3. 財務省

- a) 関連省庁・部局と協力し、批准された電力開発計画に従う財政の仕組み・資金の仕組みを構築する。商工省と協力し、市場メカニズムによる電力価格に関する政策を策定する。

4. ベトナム国家中央銀行

- a) 関連省庁・部局と協力し、各銀行の能力を引き上げ、批准された計画に記載されている電力プロジェクトの資金を融資できるように適切な政策・制度を策定する。

5. ベトナム電力総公社（EVN）

- a) 批准されたスケジュール通りに、電源開発プロジェクト・送電プロジェクトを実施・運用する。各電源からの電力購入、電力輸入、送配電網の管理・運用を行い、国家の電力確保において主な役割を果たす。

b) 電力計画に記載した石炭火力発電所の用地計画、詳細計画を立案し、商工省へ提出して批准を受ける。

c) EVN が一部出資する火力発電地区のインフラへ投資し、建設する。

d) 電力損失の軽減策を実施し、持続的な発展を目指し、発電・送電・配電における節電プログラムを実施する。

e) 国家送電会社（NPT）が第7次国家電カマスタープランに記載した500kV及び220kVの送電網プロジェクトへ投資するように指導する。

6. ベトナム石油ガス総公社（Petrovietnam）

a) 批准されたスケジュール通りに、電源開発プロジェクトに投資し、運用する。

b) 電源開発プロジェクトを実施しながら、新しい油田を開発・運用し、批准された計画に記載された発電所に対してガスを十分に供給することを担保する。計画に記載した発電所の開発スケジュールに適合するLNG輸入計画を立案、商工省へ提出して批准を受ける。

7. ベトナム国営石炭・鉱産物総公社（Vinacomin）

a) 批准されたスケジュール通りに電源開発プロジェクトに投資し、運用する。

b) 新しい炭鉱を開発し、石炭輸入の窓口として、電力産業及び国家経済の石炭需要に対する供給を担保することを主な役割とする。

8. 各省庁・中央直轄都市の人民委員会

a) 本計画に記載した電源施設・送電網及び地方電力の計画書に記載した送電網建設に関する土地を手配する。

b) 投資家と密に連携し、批准された電源・送電網プロジェクトをスケジュール通りに進めるため、立ち退き・住民移転補償を実施する。

第3条 本決定は署名した日付から有効となる。

各大臣、省庁相当機関の最高責任者、省・中央直轄市の人民委員会の長、ベトナム電力総公社・ベトナム石油ガス総公社・ベトナム国営石炭・鉱産物総公社の取締役会・代表取締役、関連機関は責任を持って本決定を実施する。

宛先：

- 共産党中央秘書委員会
- 首相、各副首相
- 各省庁、省庁に相当する機関、政府直轄機関
- 汚職予防中央指導委員会
- 各省・中央直轄市人民委員会、人民評議会
- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 国家主席事務所
- 民族評議委員会、国会の各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計監査機関
- ベトナム祖国中央戦線委員会
- 各団体の中央機関
- ベトナム電カグループ、ベトナム石油グループ、
ベトナム石炭・鉱物工業グループ
- 国家送電総会社
- 各 91 総会社
- 政府首相事務所、Thai Phung Ne 様
- 政府事務所：担当大臣、各副担当者、ウェブサイト、
所属する各部局、公報
- 保管：書類管理機関（5 部）、Q250

首相

(サイン)

Nguyen Tan Dung